

南信州地域交通問題協議会規約

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 会員等（第5条・第6条）
- 第3章 役員等（第7条－第12条）
- 第4章 総会（第13条－第19条）
- 第5章 幹事会（第20条・第21条）
- 第6章 部会（第22条）
- 第7章 事務局（第23条－第25条）
- 第8章 会計（第26条－第30条）
- 第9章 協議会規約等の変更又は協議会が解散した場合の措置（第31条・第32条）
- 第10章 雑則（第33条）

※マーカーが引いてある箇所が主たる変更部分です。

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、南信州地域交通問題協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を長野県飯田市追手町2丁目678番地に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し、必要な協議を行うために設置する。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画の作成及び変更に係る協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る協議及び連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 交通計画の実施に係る予算の確保及び執行に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

第2章 会員等

(協議会の会員)

第5条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 下記に掲げる市町村及び事務組合
飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、下伊那南部総合事務組合、南信州広域連合
- (2) 公共交通事業者
- (3) 道路管理者
- (4) 公安委員会
- (5) 地域公共交通の利用者
- (6) 学識経験者
- (7) その他必要と認める者

(届出)

第6条 会員は、氏名及び住所（会員が団体の場合については、名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

- 2 前項の役員は、第5条の会員から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。
(役員職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 協議会の業務の執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号の監査において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、任期が満了し、又は辞任しても、後任の役員が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て当該役員を解任することができる。この場合において、協議会は、総会の開催の日の10日前までに当該役員に対し、その旨を書面により通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第12条 役員には、別途定めるところにより、報酬を支払うことができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会種別等)

第13条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において、当該総会に出席している会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催するものとする。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員の総数の3分の1以上から会議の目的を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会招集)

第14条 総会の招集は、会長が行う。

- 2 総会の招集は、少なくとも開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。
- 3 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は総会を招集しなければならない。この場合において、前項の規定を準用する。

(総会議決方法等)

第15条 総会は、会員の総数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項の規定による通知にあらかじめ記載された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、議長を除く出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前条及び第1項の規定にかかわらず、会長は、緊急その他やむを得ない事情により総会を招集することが困難である場合には、書面の審議による方法により議決することができる。この

場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算を定め、又は変更すること。
- (2) 事業報告及び収支決算を認定すること。
- (3) 協議会の規約及び諸規程の制定並びに改廃に関すること。
- (4) 第4条に規定する業務に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項

(書面又は代理人による表決)

第17条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときにおいては無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

4 第1項の規定により議決権を行使した者の第15条第1項及び第4項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(協議結果の尊重義務)

第18条 総会で協議が整った事項については、協議会の構成員は協議の結果を尊重しなければならない。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 会員の総数、当該総会に出席した会員数、第17条第4項により当該総会に出席したとみなした者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及び結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) その他必要な事項

3 議事録は、議長及び総会に出席した会員のうちから当該総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第20条 協議会は、業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会の組織は、会長が別に定める。

3 幹事の中から幹事長を互選する。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第21条 幹事会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。

2 幹事会において、前項第1号の事項にあっては総会開催の直前に、第2号及び第3号にあっては必要に応じて協議するものとする。

第6章 部会

(部会の設置)

第22条 協議会は、第4条の業務に係る事項についての検討又は協議を行うため、必要に応じ協議会に部会をおくことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 事務局

(事務局)

第23条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は南信州広域連合事務局内に置く。
- 3 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 4 事務局長は、会長が任命する。
- 5 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第24条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 財務規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 会長印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) 補助金等交付規程

(書類及び帳簿の備付け)

第25条 協議会は、第2条の事務所に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第8章 会計

(事業年度)

第26条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第27条 協議会の運営及び事業に係る経費は、次に掲げるものを充てる。

- (1) 会員からの負担金
- (2) 国からの補助金
- (3) その他の収入

(財務の取扱い)

第28条 協議会の財務に関し必要な事項は、財務規程で定める。

(収支予算)

第29条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、事業を開始する前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第30条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の10日前までに監事に提出し、及び監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書
 - (3) 財産目録
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するものとし、会長は当該監査報告書を総会に提出しなければならない。
 - 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これらを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第9章 協議会規約等の変更又は協議会が解散した場合の措置

(規約の変更)

第31条 この規約を変更する場合には、総会の承認を経るものとする。

(協議会が解散した場合の措置)

第32条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって終了し、当該日に会長

であった者がこれを決算する。

第10章 雑則

(細則)

第33条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年3月25日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員の選任については、その任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 協議会の設立初年度の会計年度については、第25条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成21年3月31日までとする。
- 4 この規約は、平成24年5月21日から施行する。
- 5 この規約は、平成27年3月9日から施行する。
- 6 この規約は、令和3年6月21日から施行する。
- 7 この規約は、令和4年6月〇日から施行する。

南信州地域交通問題協議会補助金等交付規程（案）

令和4年6月 日

（目的）

第1条 この規程は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、法令、条例等に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この規程において「補助金等」とは、南信州地域交通問題協議会（以下「協議会」という。）が協議会以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 負担金
- (3) 利子補給金

2 この規程において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規程において「補助事業者等」とは、補助事業等を行なう者をいう。

（交付の申請）

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に
関係書類を添えて協議会に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等に係る予算書又は見積書、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及び算出の基礎
- (5) その他協議会が定める事項

（交付の決定）

第4条 協議会は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により補助金等を交付すべきものと認めるときは、補助金等の交付の決定をする。

2 協議会は、前項の場合において必要があるときは補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

（交付の条件）

第5条 協議会は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項について条件を付けることができる。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（協議会が定めた軽微の変更を除く。）をしようとするときは協議会の承認を受けること。
- (2) 補助事業等に要する経費の使用方法に関すること。
- (3) 補助事業等を中止若しくは廃止しようとするとき又は補助事業等が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となった場合も含む。）は、協議会の承認を受けること。
- (4) 補助事業等の完了により、当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限りその交付した補助金の全部又は一部に相当する額を市に納付すること。

2 協議会は、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があるときは、前項に定める条件のほか、必要な条件を付し、又は指示することができる。

（決定の通知）

第6条 協議会は、補助金等の交付の決定をするときは、その決定の内容及びこれに条件を付し

たものについては、その条件を、補助金等の交付の申請をした者に補助金交付の決定書を交付して通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、協議会の定める期日までに文書をもって申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 協議会は、補助金等の交付の決定をしたものについて、次の各号の一に該当する理由が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 天災その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(2) 補助事業者等が補助事業等を遂行するための必要な土地その他の手段を使用することができないとき。

(3) 補助事業等に要する経費のうち、補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないとき。

(4) 前各号以外の理由により補助事業等を遂行することができないとき。

2 補助事業者等は、前項の規定によって損害を生じた場合であっても、協議会に対して損害の賠償を請求することができない。ただし、協議会が特に必要と認めた事項については、補助金等を交付することがある。

3 第6条の規定は、第1項の場合について準用する。

(補助事業等の遂行)

第9条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他協議会の補助事業等の遂行のためにした指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行なわなければならない。

(関係書類の整備)

第10条 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備しておかななければならない。

2 前項の書類、帳簿等は、補助事業等の完了後5年間保存しておかななければならない。

(状況報告)

第11条 協議会は、補助事業者等に対し必要に応じ、補助事業等の遂行の状況を報告させることができる。

(補助事業等の遂行の指示)

第12条 協議会は、補助事業者等が提出する報告等によりその者の補助事業等が補助金等の交付の決定内容及びこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めたときは、その者に対し当該補助事業等を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した実績報告書に必要な書類を添えて協議会に報告しなければならない。

(額の確定)

第14条 協議会は、前条の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が、補助金等の交付の内容又はこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第15条 協議会は、補助事業等の完了又は廃止に係る実績報告書の提出があった場合において、その報告に係る補助事業等の成果が、補助金等の交付の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者につきこれに適合させるための措置を求めることができる。

(決定の取り消し)

第16条 協議会は、補助事業者等が次の各号の一に該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 第9条の規定に違反して補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 第20条の規定に違反して承認を受けずに、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し貸し付け又は担保に供したとき。
- (4) 前各号のほか、補助事業に関し、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は協議会の指示に従わなかったとき。

(補助金等の返還)

第17条 協議会は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(延滞金)

第18条 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第1項に規定する割合で計算した加算金を協議会に納付しなければならない。

2 協議会は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項に規定する延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止)

第19条 協議会は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して他に交付すべき補助金等があるときは、その相当する限度において交付を一時停止し又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(財産の処分制限)

第20条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号の一に該当するものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供するときは、協議会の承認を受けなければならない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で、協議会が指定するもの。
- (3) その他補助金等の交付を達成するため特に必要があると認め協議会が指定する財産

2 前項の規定は、次の各号の一に該当するときは適用しない。

- (1) 第5条第1項第4号の規定による条件に基づき、補助金等の全部に相当する金額を市に納

付したとき。

(2) 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過したとき。

(立入検査等)

第21条 協議会は、補助金等に関し、必要があると認めるときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は協議会が指名した者にその事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補則)

第22条 この規程に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は協議会が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年●月●日から施行する。